

9月定例教育委員会

- 1 日 時 平成27年9月18日(金)
午後3時開会 午後3時45分閉会
- 2 場 所 津島市役所 2階会議室
- 3 出席委員 小出英一 委員長
川村かおり 委員
猪飼充利 委員長職務代理者
奥村貴子 委員
武藤育雄 教育長
- 4 説明のため 長谷川秀敏 事務局長
出席した職員 鈴木伸一 学校教育課長
落合利晃 社会教育課長
石村眞一郎 指導主事
- 5 書 記 木谷時久 統括主任
- 6 議事録署名者 猪飼充利 委員
奥村貴子 委員

主な発言の要旨

委員 長

定刻前ではございますが、ただいまから、9月定例教育委員会を開催します。

本日の署名委員は、奥村貴子委員と猪飼充利委員にお願いします。

今定例教育委員会に傍聴の申し出がありましたので、津島市教育委員会会議規則第18条の規定により、これを許可しますのでご報告いたします。なお、本日の協議事項のうち、協議事項の2 児童生徒就学許可願については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により非公開とすることを提案させていただきますが、ご意見等ございますか。

他 委 員

異議なし

委員 長

それでは賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

委員 長

挙手全員であります。よって協議事項の2につきましては非公開とさせていただきます。

では、まずはじめに、**報告事項1 8月定例教育委員会会議録について**ご報告をお願いします。

学校教育課長

(8月定例教育委員会会議録について説明)

委員 長

続きまして**報告事項2 教育委員会点検・評価報告書(平成26年度対象)について**ご報告をお願いします。

学校教育課長

(教育委員会点検・評価報告書(平成26年度対象)について説明)
次回の定例教育委員会でご意見等お願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員 長

それでは、**報告事項3 その他** 何かございますか。
無いようですので、協議事項に入ります。

協議事項1 学校施設使用許可申請について説明をお願いします。

学校教育課長 (学校施設使用許可申請について、資料(一覧表)により説明)
申請は14件で、新規は7番「P o s i t i v o ・ f c」です。

学校教育課長 (新規について説明)

委 員 代表者はサッカー協会の方ですが、どんな団体で、どのような基準で許可するのですか。

学校教育課長 活動は営利目的でなく、地元の幼児対象にサッカーを通じて体力づくりをするとのことです。社会教育事業に該当していると考えており基準に該当しています。

委 員 長 説明をしていただきましたが、いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員 異議なし

< 傍聴者 退室 >

委 員 長 では、**協議事項2 児童・生徒就学許可願について説明をお願いします。**

学校教育課長 (児童・生徒就学許可願について、資料(一覧表)により説明)
申請は、児童・生徒就学許可願について新規4件です。
(新規について説明)

委 員 遠いところから通いますが、大丈夫でしょうか。

学校教育課長 保護者に窓口で、通学方法について確認を行っています。保護者了承の上で、安全に配慮したうえでの申請なので問題ないと考えています。

委 員 長 説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。

質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員 異議なし

委 員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項3 後援承認申請**について説明をお願いします。

学校教育課長

(後援承認申請について 資料(一覧表)により説明)
申請件数は、学校教育課2件、社会教育課8件の合計10件でございます。新規は10番「ウィメンズフェスタvol.2」です。

社会教育課長

(新規について説明)

委 員

新規の10番「ウィメンズフェスタvol.2」は申請者と主催者が違っていますが、審査はどうなっていますか。

社会教育課長

委員会資料には添付されていませんが、申請時に提出いただいている資料で確認してあります。ただ、申請書の表記が分かりにくいので、申請者に申請書の差し替えをお願いします。

委 員

分かりました。確認してあればよいと思います。

委 員 長

説明をいただきましたが、他にご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員

異議なし

委 員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。
次に**協議事項4 共催承認申請**について説明をお願いします。

学校教育課長

(承認申請について 資料(一覧表)により説明)
申請件数は、社会教育課1件でございます。新規はありません。

委 員 長

説明をいただきましたが、ご意見等いかがでしょうか。
質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員 異議なし

委 員 長

質疑も尽きたようですので、この件についてはいかがでしょうか。

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。

次に**協議事項5 議案第29号 津島市教育委員会個人情報保護規則の一部改正**について説明をお願いいたします。

学校教育課長 (津島市教育委員会個人情報保護規則の一部改正について資料により説明)

委 員 この時期に規則が一部改正されるのは、マイナンバーの法律が運用されるからですか。

学校教育課長 そのとおりです。

委 員 長

説明をいただきましたが、他にご意見等いかがでしょうか。

質疑も無いようですので、この件についてはいかがでしょうか。

他 委 員 異議なし

委 員 長

ご異議もないようですので、了承とさせていただきます。

次に**協議事項6 その他**ですが何かございますか。

学校教育課長 特にございません。

委 員 長

特にないようですので、**3その他**に入りますが、何かございますか。

学校教育課長 特にございません。

委 員 長

その他に何かありますか。

無ければこれをもって、閉会とします。